



Title	一八世紀オランダの都市救貧施設：ロッテルダム救貧院史料から
Author(s)	大西, 吉之
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1996, 30, p. 1-29
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48036
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

一八世紀オランダの都市救貧施設

——ロッテルダム救貧院史料から——

大 西 吉 之

一 問 題 設 定

一七世紀当時からオランダ都市、とりわけアムステルダムを訪れた数多くの外国人達は、その救貧施設の素晴らしさに驚き、一様に誉めそやしている。ジェイムズ・モンソンなる人物は、一六八五年の著作において「貧民の救済、扶養、教育にとりわけ気を配るオランダ人の慈善精神にまさるものはない」と述べ、「貧民の子供、特に孤児を収容する養育院」であるウェースホイス [Weeshuis] や病人を収容するハストホイス [Gashuis] など各施設の充実ぶりについて得々と書き綴っている。また、かのウィリアム・テンプル卿も「この国を訪れた人々の関心と話題の的である、多くの様々な慈善施設」に賛辞を呈した。⁽¹⁾

「通りのどこにも物乞いの姿がみられない」とする同時代人の「オランダ福祉国家」像は歴史家にとって非常に魅力的である。実際、オランダの救貧はヨーロッパ諸国で抜きん出たレベルを誇っていたし、周辺地域から職を求

めてやってくるよそ者に対してもオランダ都市は——少なくとも一七世紀半ばまで——比較的寛大な措置をとっていた。⁽²⁾とはいへ、彼らの評価をそのままに受け取ることは危険である。これを正確に理解するためには、以下の二点を考慮する必要がある。

まず、当時の救貧サービスは、社会階層によって扱いが異なっていた。例えば病氣や怪我、あるいは両親の死によって生活が困難になった際、市民権を有する住民と定住許可を得ただけのよそ者とは、その扱いに大きな違いがみられた。アムステルダム市民養育院を取り上げたA・マクカントの研究によると、この施設は都市社会の中産層を構成する市民層の孤児を対象としており、その役割は親と同じ社会的地位を子供たちに保証することであった。⁽³⁾当時モンソン氏が絶賛した養育院は、「衰退」期の一八世紀においてすら質の高い救貧活動を維持したが、通りの乞食たちに対しては門を閉ざしており、厳密にはこれらの施設によって乞食の数が減るわけではなかった。下層の子供にはまた別の養育院アールムーゼニールウェースホイス[Aalmoezenierweshuis]が用意されていたが、その待遇は前者に遠くおよばず、一人当たりのコストはその三分の二にすぎなかった。⁽⁴⁾同時代人たちの意見は、市民レベルの救貧に限る、との前提付きでのみ傾聴に値するのである。

また、一七世紀第四半世紀以降、経済の停滞が長引くに連れて、よそ者が都市で住民として受け入れられる条件は次第に厳しくなっていた。都市の役人は市の救貧コストをこれ以上増やすまいと、その者がここで自活していけるかどうかを注意深く見極めようとした。物乞い行為は、もちろん以前から処罰の対象であり、捕らえられれば鞭打ちか感化院行きであった。一七世紀の第三四半世紀は、オランダ経済の絶頂期にあたっているが、この時期の特徴を「オランダ救貧」の全般的な傾向として語れるかどうか、いささか疑問である。

救貧施設に対する評価は、単に高いか低いかというだけの問題ではなく、当然、対象となる社会層と時代とを限定して結論を下すべきものであらう。そこで本稿では、対象を貧民に、時代を一八世紀後半に限定して都市救貧の実態を追うことにしたい。救貧がもつともその真価を問われるべき「衰退」期において、救貧対象となった貧民とはどういった人々であり、また彼らは何を得たのか。今回取り上げるロッテルダムの貧民向け救貧施設ディアコニーホイスに関する史料は、とりわけ、未成年收容者の個人データが充実している。一連の分析から、救貧施設に引き取られた子供達がうけた待遇と彼らの手にした将来について、新たな知見を得ることができらるだろう。また彼らを通じて、就業機会の減少や実質賃金の低下などの問題が深刻化した一八世紀後半の状況についても触れてみよう。次章ではまず、共和国期におけるロッテルダム市の救貧について概観する。三章では施設に收容されていた未成年者に関する帳簿 *Kinderboek* をつかって、受け入れ条件から施設内での暮らし、生活環境、そして就職までを詳細に分析する。今回は、とりわけアムステルダム市民養育院との比較からディアコニーホイスのもつ様々な特徴の把握に努めたい。

二 ロッテルダムの救貧

一五七二年にカソリックの信仰が禁止された後、オランダの救貧は低地ドイツ改革派教会の手によって運営されることとなった。当初、改革派教会はあらゆる宗派の住民を救貧対象とし、実際多くの農村部ではその状態が続いたが、都市部では一七世紀半ばから各宗派がそれぞれ独自の救貧体制を組織していった。その背景には、救貧活動を通じて改革派教会に自分たちの信徒を奪われるのではないか、という危機感があったといわれている。

ロッテルダムでは、一八世紀の段階でカソリック教会やユダヤ人教会、ルター派教会など、改革派教会を含めて合計八つの救貧組織が併存していた。⁽⁵⁾したがって改革派教会の運営する救貧院に他の宗派の信徒が——委託される場合を除いて——收容されることはなかった。⁽⁶⁾当時、各宗派がそれぞれの程度の規模で救貧をおこなっていたか、という点については、一七八四年の臨時税収入の配分を記した史料から推し量ることができる。これによると改革派教会の救貧対象者が五五%、カソリック二三%、ユダヤ人教会八・一%、ルター派四・七%と続き、改革派教会は、ロッテルダム全体の半分をカバーするに過ぎない。

都市行政府の救貧との関わり方は都市によって異なるが、ロッテルダムの場合、救貧の運営はもっぱら教会に任されていた。教会の救貧組織は行政の管轄下にあったが、それはあくまで原則に過ぎず、その役割は運営状況の監督や資金援助など間接的なものに留まった。これは一六一三年以降、貧民を対象とする救貧に直接携わったアムステルダム市とは好対照である。ロッテルダム市行政府によって担われた救貧事業は、らい病患者や心症者、あるいは老人を收容する各種施設の運営といった伝統的なものを除くと、騒乱のもととなる貧民たちを收容するために設立された感化院ヴェルクホイス [Werkhuis] や女性用感化院スピノホイス [Spinhuis] の運営程度しかなかった。

一方、改革派教会はその分、公的な役割を押し付けられる形となった。というのも、同教会は信徒のほかに都市貧民とか一般貧民といった名称で呼ばれた人々を救貧対象とする義務を負わされたからである。「都市貧民」とは、ロッテルダム以外の土地で洗礼を受けた貧民もしくは、ロッテルダムの教会で信仰告白をおこなっていない貧民を意味する言葉である。彼らは近隣諸国やオランダの他州、あるいはロッテルダム近郊からやってきたものの、結局自活できなかった人々であった。同教会の教区には、都市貧民を引き受ける条件で、各種救貧税や慈善箱から得ら

れる収入が与えられたが、急増するこれら貧民の前に救貧の負担は増える一方であった。ファン・デア・レーデンによると、市の助成金や新たな救貧税の導入にもかかわらず、一六二〇年代には既に慢性的な資金不足に陥っていた。⁽⁷⁾

行政も、こうした状況をただ放置していたわけではない。一六三三年には、市議会議員からなるメンバーが改革派教会における救貧関係の財政状態を綿密に調査している。また、問題解決の糸口を探るため、デルフトやユトレヒトの救貧施設へ視察も行われた。さらに一六三九年の布告では、救貧対象の制限が新たに試みられた。これによると、よそ者はロッテルダムで少なくとも二年間、自活していなければ救貧を受ける資格が与えられなかった。また大酒のみや賭博師、怠け者、物乞い、また密通したり妾となった女性も、救貧対象から外された。ロッテルダムに定住しているフランス人、イギリス人、スコットランド人についても、それぞれ自前の救貧組織を有している理由で、救貧対象から除こうとしている。

しかし、これらの施策は、ほとんど効果をあげなかった。一六四五年の報告によると、ここ八年間で救貧コストは二万八千ギルダー増加し、赤字は合計一六万五〇〇〇ギルダーに達していた。市議会は、貧民にライ麦や小麦を安い価格で提供する一方で、改革派教会には無利子の融資をおこなうなど対策をこうじたが、いづれも焼け石に水であった。このころから、議員のあいだで抜本的な解決策を求める気運が次第に高まってくる。問題は救貧の高コスト体質にあった。

当時、病人や老人、子供など一定の看護や世話の必要な貧民は、総じてハウフラウエン [Houwvrouwen] と呼ばれる教区乳母たちに預けられていた。彼女らは、教会から一定の金額をもらって貧民たちを寄宿させる者たち

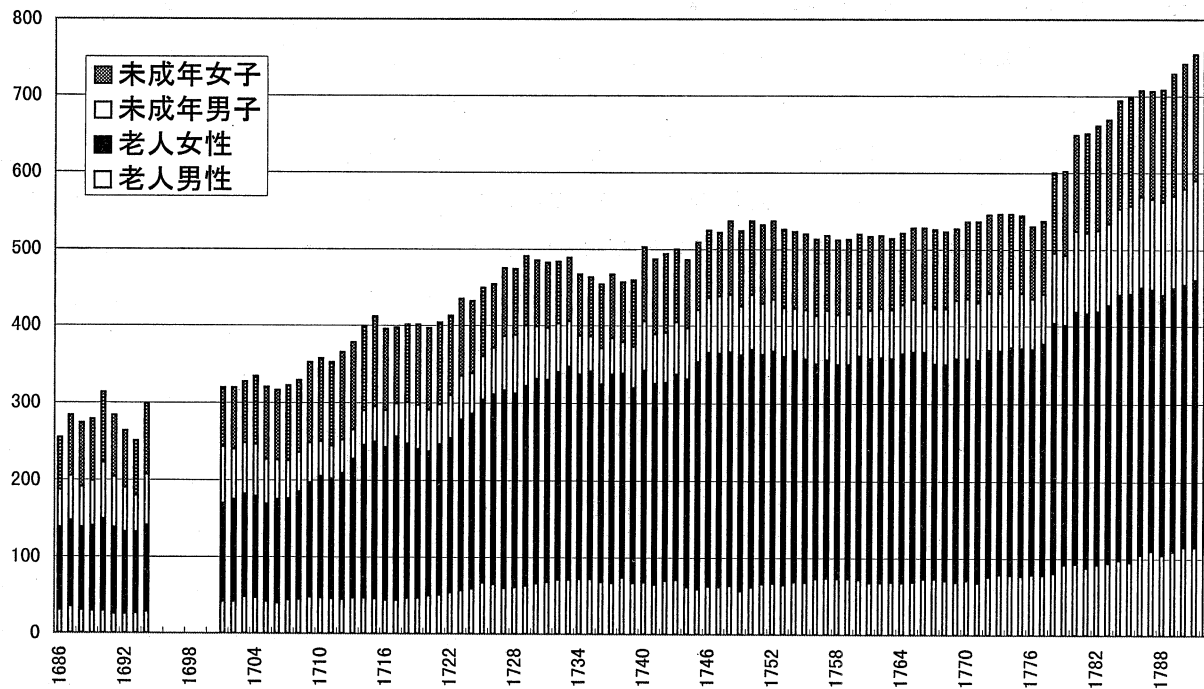
である。一七世紀末までロッテルダムの「院内救貧」の大半は、このハウフラウエンによって担われていたといつてよい。市が運営していた男性老人用収容施設アウデマネンホイスと女性老人用施設アウデフラウエンホイスの定員は、合計しても三三名であつたし、養育院には、親が二年以上ロッテルダムで自活しており、かつ子供は七歳以上の嫡出子でなければならぬとする規定があつたからである。

一六四九年の段階で、市議会の間にこうしたハウフラウエンへの依存を見直そうとする動きがみられた。教区に自前の施設を建て、これに多くの貧民を収容すれば、委託よりコストが抑えられる。その後もアムステルダムの例を参考にするなど、施設建設の方向で検討が進められていったが、結局、計画が実現したのは一六八一年のことであつた。この年に市は老人男性用収容施設アウデマネンホイスが所有していたスヒーダムセディク沿いの家屋を三万ギルダーで買い取っている。改築作業はその翌年に完了したが、規則、運営面の整備もあり、最初の入居者が訪れたのは、一六八四年五月のことであつた。これ以降、ディアコニーホイスは、子供・老人を収容する改革派教会の救貧院として一八〇八年の公立化にいたるまで、その任務を全うすることになる。

一方、ディアコニーホイスの設立と前後して、ホラント州都市の救貧規定に重大な変更がみられた。きっかけは、一六八二年に公布されたホラント州規定であつた。これはオランダ版「定住法」であり、住民がその土地を離れて一年たてば、救貧義務は移住先に移る、というものであつた。この規定は、移民が流れ込む都市にとって明らかに不利な内容である。そこで都市側は移民に滞在許可を与える前提条件として、出身地の救貧機関が発行する「救貧免責状」を要求するようになった。これは、たとえ滞在期間が一年を越えようと、移民の面倒は出身地側でみる、という内容の書状であり、一六八二年の規定に反するものである。⁽⁸⁾

これ以降、よそ者がロッテルダムで生活しようとする場合の手続きは、次のようなものとなった。彼はまず、出身地で得た「救貧免責状」をもって市区監督官のもとへ向かう。当時ロッテルダムは二五の市区に分れており、市区監督官は、自分の区に入ってくるよそ者を監視し、貧民を排除する役目を負っていた。監督官は「救貧免責状」を確認すると彼を市区長のところに連れていく。市区長は、書類の不備等の理由で受け入れを拒否する権限が与えられている。この審査に通ると九ヶ月間の一時滞在許可がおりる。その間、自活した生活を送れば定住許可を得ることができた。ちなみにこの許可は、ロッテルダムで生活することと救貧を受ける権利を保証するものであり、市民権とは異なる。一八世紀前半には、この手続きに教会が関与するようになり、移民はまず、教会のもとへ向かうことになった。市区監督官の元に出頭するのは、教会が救貧の保証を行なった後で、その後の手続きは同様である。ロッテルダムで救貧を受けた改革派教会の信徒は、原則的にロッテルダムで生まれ、洗礼を受けた人々であった。したがってディアコニーホイスに收容された子供や老人たちも、まずはこうした人々、あるいはその家族の出身者であったと考えてよい。しかし前述の通り、改革派教会は都市貧民に対する救貧義務があり、彼らもまたこの施設に收容されていた。ディアコニーホイスにおける都市貧民と信徒との割合については、データが不十分で確定は困難である。この点に関して唯一提示できる数字は、改革派教会が救貧を行なった信徒と都市貧民の各総数で、一七二三年には、信徒の貧民六八七名に対して都市貧民が一六六〇名。一七三〇年では、七〇二名に対して一九六三名であった。⁽⁹⁾都市貧民の数は、信徒の二倍以上におよんでいたのである。もっとも子供と老人に限定された院内救貧の場合、信徒の割合はおそらくこれよりも大きかったであろう。職を求めて都市に流入する貧民たちの中にそれ程多くの老人が含まれているとは考えにくい。そもそも收容者の四割から五割は女性老人であった。子供の場合は、

グラフ1 ディアコニーホイス収容者数 1686-1792



資料：注13参照

孤児のほかに親が貧民として感化院に入れられたり、両親から捨てられたりした結果、收容されるケースも多く、都市貧民の割合は老人より高かった可能性がある。

いずれにせよ、ディアコニーホイスの收容者数は、設立直後から一八世紀末にいたるまで大きく増加した。その推移は、およそ三つのパターンに分れている。設立当初から一八世紀半ばまでの拡大期、七五年代ごろまでの安定期をへて、最後は再び上昇に転じた(グラフ1)。以上の動向をさらに未成年男子・女子、老人男女別にみると、一七七五年までの推移は、ほぼ女性老人のそれに左右されていたことがわかる。設立当初四割程度だった老人女性は一八世紀半ばには六割近くまでそのシェアの伸ばした。安定期に数パーセント程度減少した後、最後にはその他のカテゴリーがいっせいに増加した影響を受けて、そのシェアをさらに減らしている。とりわけオランダが社会的、経済的に混乱した一七八〇年代、九〇年代には、これまで一定レベルに留まっていた未成年男子までもが、はつきりとした増加傾向を示した。

收容規模の拡大に伴う支出の増加により、教会はディアコニーホイスの設立以来、運営資金の捻出に苦慮し続けた。施設の資金不足は設立当初からすでに明らかであったが、免税処置や助成金など、その都度講じられた市の対策もほとんど無力であった。結果的に施設はコストの軽減をもたらしなかったのである。一六八九年には早くも未払いの賃金を求めて、パン焼き徒弟のストライキが発生している。その後も、一七二九年、一七四一年と滞納による負債が問題化した。とりわけ後者は、その前年に助成金が与えられていただけに、この問題の深刻さを物語っている。このころ、市長の要請に基づいてディアコニーホイスの経営に対する改善策が提示されたが、そこには、既に導入済みであった公共入札制の実施、ひき割り小麦には、ミルクを添え、バターは付けない、チーズとバターの

使用については、三ヶ月毎に市行政府へ報告する、など涙ぐましい提言が記されていた。これをみる限り、施設の経営に大きな問題があったとは考えにくい。

最大の問題は、都市貧民の増加、さらには都市経済の悪化にあったというべきであろう。ディアコニーホイスは——数度の増築にもかかわらず——貧民を収容しきれず、教会はハウフラウエンへの委託を続けざるをえなかった。一七七二年には少なくとも二八二人以上が施設外に出されていた。また一七九〇年には五歳から二〇歳までの未成年者だけでも一七八人が委託されていた。遇当たりのコストは一人当たり三〇スタイファーであったから、これだけの人数で年間およそ一万四〇〇〇ギルダーもの出費になったはずである。

一七七四年から一七九五年までに、改革派教会が都市貧民に要したコストは総額二八三万六〇八九ギルダー三スタイファー六セントに及んだ。これに対して市から得た助成金や税収などの総額は二二万七一二九ギルダー五セントであったから、差し引き六〇万八九六〇ギルダー三スタイファーの赤字ということになる。⁽¹⁰⁾ディアコニーホイスの年間支出が一七六〇年代で平均五万四〇〇〇ギルダー程度であることを考えると、一年当たり二万七六八〇ギルダーの赤字は教会にとってかなりの負担であったことがわかる。改革派教会は、この不足分を債券の利子や献金など独自の収入から補わざるをえなかった。

都市貧民の増加と救貧資金の逼迫という構図は、結局、共和国時代を通じて変わることがなかった。市当局は、救貧コストの急増による財政の圧迫をある程度回避することに成功したわけだが、そのしわ寄せは救貧院に、ひいては貧民に向かうところとなった。次章では、救貧を受ける側に視点を移して、救貧施設の実態について具体的に検証して行こう。まず始めに一八世紀後半の未成年収容者の生活に焦点をあわせ、後半には彼らを取り巻く経済環

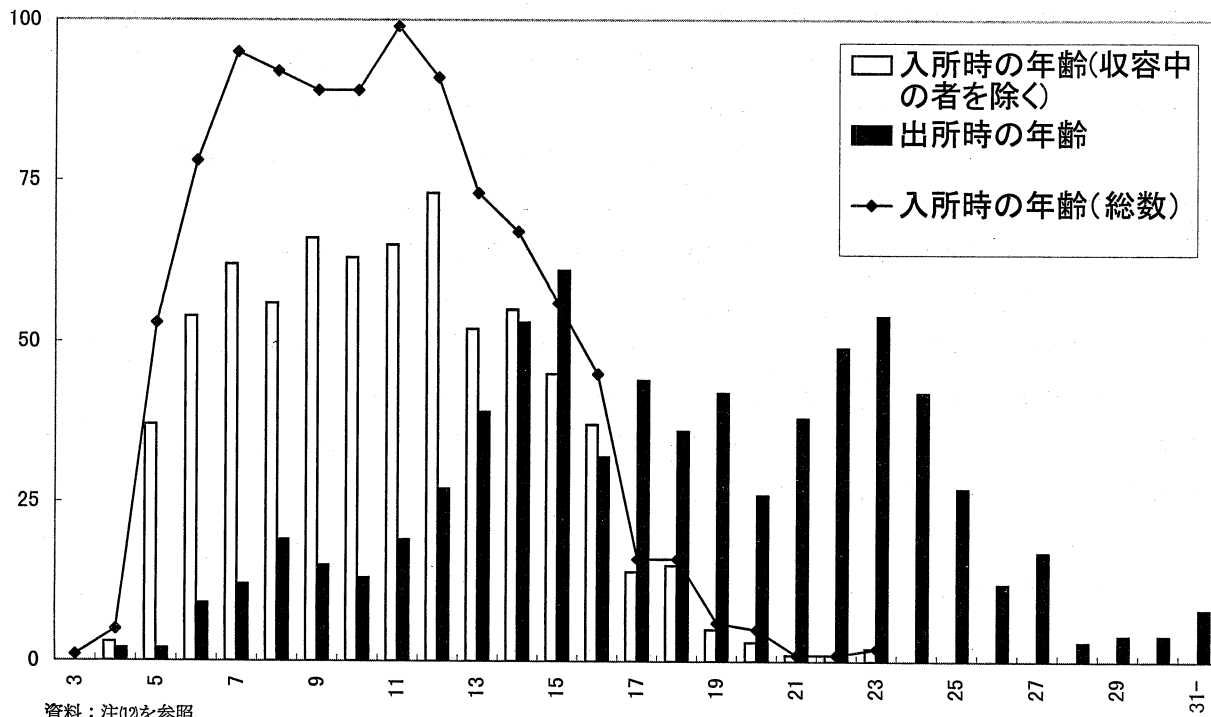
境について分析を試みたい。

三 ディアコニーホイスの子供達

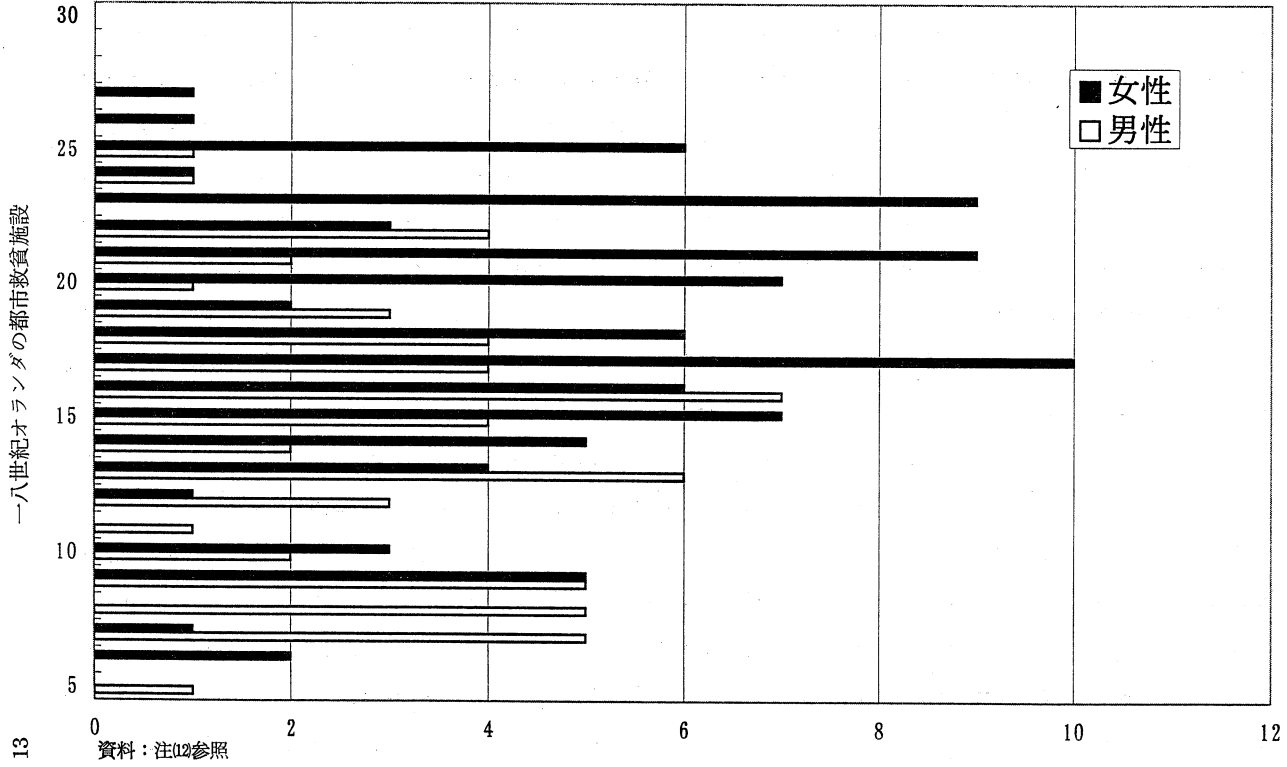
現在、ロッテルダム市立文書館に所蔵されているディアコニーホイス関係史料のうち、未成年収容者の個人データが記された帳簿 *Kinderboek* は、一八世紀の救貧施設について、多くの情報をもたらしてくれる。そこには、収容された年月日、収容者の氏名、年齢、両親の氏名・職業、靴や衣服などの支給記録、受けた罰則の種類とその理由、施設をでた年月日とその理由が記録されており、庶子や捨て子の場合も、その旨が記されている。これらは、アムステルダム養育院やアールムーゼニールウェースホイスの関係史料にも残されていない貴重なデータである。現在保管されているものとも古い帳簿は一七五七年から一七七二年のものである。今回はこれを含む三冊の帳簿をつかい、分析期間を一七五七年から一七八八年までの三二年とした。⁽¹²⁾ この間に記載された収容者は合計九八二名である。従来、ディアコニーホイスに関する文献は、主として施設の運営に伴う各種取り決めや会計報告など施設責任者の会議内容が記された議事録 *Resoluties van gekomiteerde diakenen* を基にして記述されているが、⁽¹³⁾ この未成年者帳簿は、それとはまた別の側面を明らかにしてくれるだろう。

グラフ2は、収容時と出所時の年齢を示したものである。規定では、六歳以上の子供を受け入れ、一八歳から二〇歳でこの施設を出ることになっていたが、実際には三歳児から二三歳までの「未成年者」を収容していた。施設を出る年齢も規則を大幅に越える例が多く、二〇歳代前半は、全体の三割に達していた。従って収容者の年齢構成も高めで、一七六〇年一二月現在で再構成したグラフ3では、とりわけ二〇歳代女性の多さが目立っている。

グラフ2 入所時・出所時の年齢



グラフ3 収容者の年齢分布（1760年12月）



収容者の出自については、父親の職業から確認することができる。収容時に生存が確認できる父親のうち、職業の記述があるケースは三〇七件を数える。多い職種は船員の一六〇名、陸軍・海軍兵士の四七名、残る一〇〇名は各種の荷物担ぎや徒弟などである。これらの職業は、父親が労働者階層の中でも最下層に位置していたことを示している。子供たちが施設に収容されたきっかけとしては、私生児であったり、七歳以下であったりして養育院の収容規定を満たさないケース、養育院がいっぱいで一時的に収容されるケース、また母親が死亡、あるいは感化院やディアコニーホイスに収容されてしまい、船員の父親だけでは養育できなかったケース、そして、両親が死亡・逃亡したり、感化院へ収容されたりして実質的な孤児となってしまうケースなどであった。

勤勉を旨とする施設の生活は、夏は五時、冬は六時の起床に始まる。子供は施設内の「学校」に通うが、「卒業」後には労働の毎日が待っていた。働き先は男性の場合、職人の技術を学ぶため、靴屋や仕立て屋へ年期奉公にでて一日中働かされた。報酬は一部の小遣い銭を除いて、施設の収入となった。女性は、年齢に関係なく施設内で主としてリネン編みなどの作業に追われ、男性老人は各人の能力に応じて食事や門番などの手伝い仕事が割り振られた。一八世紀半ば（一七五三年）における「未成年」収容者の仕事と人数は、表1の通りである。そのうち、働きにでた二九名の男性「Werkjongen」は、収容者で唯一施設に現金収入をもたらす存在であった。一七六一年の収入は、総額一五九七ギルダー四スタイファー一〇セントであった。⁽¹⁵⁾この年、未成年男性の人数は六二人で、一七五三年の六四人とほとんど変わっていない。仮に奉公に出た人数が変わらなかつたとすると、一人当たりの収入は五五ギルダーとなる。当時の給料としては最低レベルであったろうが、彼らの収入は施設自体が得た収入の一五・六%を構成している。資金難の施設にとって大切な収入源であったことは間違いない。

表1 未成年収容者の仕事

未成年男子	人 数	未成年女子	人 数
徒 弟	29名	亜 麻 布 裁 縫	32名
虚 弱 者	1	毛 織 物 裁 縫	27
パ ン 焼 き	2	台 所 仕 事	2
施設外でパン焼き	1	通	41
薬 屋	1		
下 級 教 師	1		
通 学	29		
計	64	計	102

資料：GAR, Inventaris van Litmatenhuis / Emmahuis, No. 7.

食事や住居などの生活条件は、決してよいものとは言いがたかった。食事の内容は、昼が引き割り小麦、豆、えんどう豆、米などで、週一回ベーコンか豚肉がでたことがわかっている。その他には、バター、チーズなどの乳製品、パンが主で、ごくまれに卵が購入されることもあった。飲み物はビールが一般的であった。衛生的な飲用水を用意することはかなり難しかったからである。住居に関しては、慢性的な過密状態が解消されることなく、男女の区別はおろか病人用のスペースを確保することすら困難であった。しかし、未成年収容者帳簿からみる限り、ディアコニーホイスの生活環境はある程度のレベルを維持していたことがわかる。

一七五七年から八八年の間に施設をでた未成年収容者七〇九名のうち、死亡した人数は九%の六四名であった。この数字はアムステルダム市民養育院の場合と比較すると非常に低いことが分かる。後者では、一七七〇年から一八〇〇年に施設を出た一〇六五名のうち、死亡者の割合は一五%に達しているのである。⁽¹⁵⁾アムステルダム養育院の数値が、一八世紀末の混乱を含んでいることを考慮しても、ディアコニーホイスの優位はおそらく変わらないであろう。しかし、中間市民層を対象としたアムステルダム養育院の生活環境が、貧民を収容するロッテルダムの救貧院に劣っていたと

は到底考えられない。アムステルダム養育院では、一七八四年の段階で一人当たり年間一五〇ギルダーのコストがかかっていた。⁽¹⁶⁾これに対してロッテルダムのディアコニーホイスは、一七八〇年時点でわずか九〇ギルダー程度であった。⁽¹⁷⁾

もう一度、表1をみてみよう。未成年男女一六六名のうち、仕事ができなかった者（「虚弱者」）は、たったの一名である。この施設に重い病人が収容されていたようにには思われぬのである。既に述べたように、施設は一七九〇年に未成年者一七八名を教区乳母のもとに預けていた。施設は、病弱な子供の養育をもっぱら外部に委託していたのではないだろうか。病弱な貧民が教区乳母の元で世話を受けるケースは史料にもみられるので、決して有り得ないことではない。一七世紀末には、六名の「病人」が記録されていたが、一八世紀にはその項目自体が消えてしまったのも、決して偶然ではないだろう。

施設の管理者は自由時間や外出機会の拡大を好まず、施設内の生活は、常に何等かの作業で埋められていた。病人にはとても勤まらなかつただろうが、健康な収容者にとってもストレスの溜まる生活であつたに違いない。帳簿に記された処罰記録によると、収容者の世話を担当する女性に反抗して罰を受けるケースがとて多い。その他には無断外出や飲酒の例もよくみられた。収容者には週に一度、外出の機会があつたが、それでも夏期では最低六時間、冬期でも五時間は、施設内にいなければならなかつたし、門限の九時を越えたと朝まで施設には入れなかつた。とりわけ、施設から出る機会のない女性にとって外出の制限は苦痛だつたはずである。日常を施設内で過ごすことも重なつて、罰則を受けた人数に占める女性の割合はかなり高い。一七五七年から三二年間に施設を出た未成年女性三四六名のうち、一五八名（四六％）が収容中に何らかの処罰を受けている。一方男性の場合は、最初の帳簿に

ほとんど男性の処罰記録がないため、これを除いた一七七三年から八八年までの一七年間で計算したが、それでも二一〇名中、四一名（二〇％）にしかない。

収容者の違反行為に対する処罰は、彼らにとってかなり重いものであった。日常の反抗的な態度、言動に対して施設は、大抵六週間から三ヶ月の外出禁止を言い渡しているが、回数と内容によつては半年から一年に及ぶこともあった。更に重い違反行為には、無断外出、酒場での飲酒、盗み、男性とのデートなどがある。これらはいいて半年から一年、あるいはそれ以上の外出禁止処分となったが、見せしめ台に立たせる、足に木製のブロックをつける、あるいは鞭打ちといった罰が加えられることもあった。やや意外なのは、施設の女性がゴダ市の未成年男性と文通して、三ヶ月の外出禁止を受けたケースである。外部の男性との接触は、いかなる形態においても認められなかったのである。施設でもっとも重い刑罰は、感化院行き、そして施設からの追放である。収容者が妊娠した場合、妊娠させてしまった場合、盗みを繰り返す場合などに、こうした処分が下された。彼らは事実上、見捨てられるのである。収容者が脱走した場合には、もし彼（彼女）が戻っても受け入れないという決議が下された。

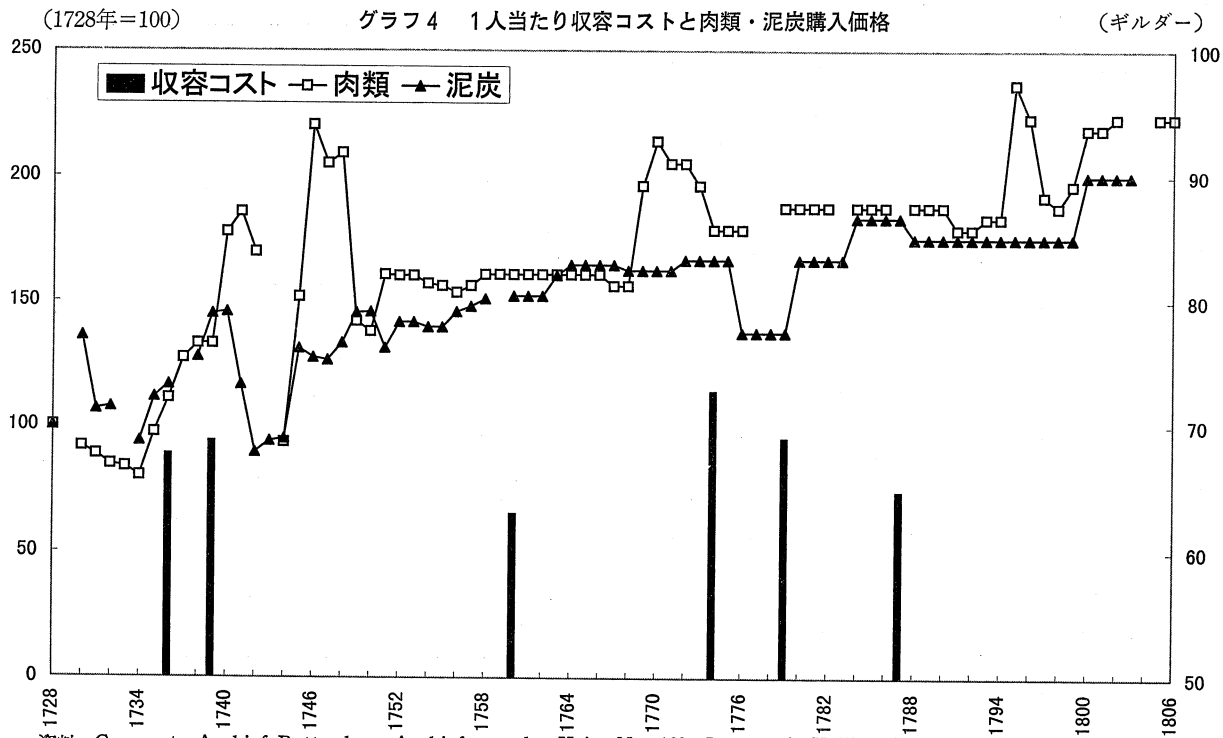
こうした処罰記録は、収容者個人個人の行動を知る唯一の情報源といつてよいだろう。彼らの感情や主張は、こうした否定的な形でのみ、その痕跡をとどめたのである。ここでは収容者の脱走件数に注目して、施設的生活環境や将来の見通しに関する彼らの声に耳を傾けることにしたい。

脱走という行為は、様々な違反行為の中でも生活の保証を自らの手で断ち切ってしまうという意味で、他とは全く質が異なっている。彼らが脱走を決意した直接的な動機は、おそらく施設の規律に対する不満やストレスにあったのだろう。実際、彼らの処罰回数は平均を上回っている。しかし、彼らの行為がもつばらその場の感情に基づく

ものであったとは考えにくい。一七六五年一〇月に脱走したアドリアーネ・フェルメールは、少なくとも三名の女子収容者に自分の計画を語っていた。彼女は脱走に際して、そのうちの二人から選別を受け取っている。自分の将来を大きく左右するだけに、脱走者は施設を出るに当たって様々な条件を考慮したに違いない。三二年間にディアコニーホイスで起こった脱走件数は七〇九人中五八件、割合にして八・三％であるが、この数字はアムステルダム養育院のおよそ二倍近くに相当する⁽¹⁸⁾（一七七〇年から一八〇〇年で四・四％）。この違いは施設の救貧レベルと施設に残るメリットの差が脱走件数に影響を与えた可能性を示唆している。

一八世紀後半における一人当たりの救貧コストが、ディアコニーホイスとアムステルダム養育院で大きな差がみられたことについては既に述べた。ディアコニーホイスの救貧レベルは、アムステルダムのそれにまったく太刀打ちできなかったといつてよいだろう。しかもそのレベルは、一八世紀を通じて低下傾向にあった。養育に必要な燃料や食料の価格は、年々増加する傾向にあったが、ディアコニーホイス収容者一人当たりにかかる年間コストは設立以来、ほとんど増加傾向を見せなかったのである。食料・燃料費については、ディアコニーホイスのデータが欠如しているため、ロッテルダムの老人収容施設に納入された泥炭と各種肉類の価格から計算した（グラフ4）。おそらく、収容者は生活環境の悪化を肌で感じていたに違いない。

アムステルダム養育院との二つめの違いは、将来の展望である。施設に残ることで後の定職を確保する可能性が大きくなるのであれば、脱走のデメリットはより大きなものとなるはずである。まずは、ディアコニーホイスの場合から検討してみよう。表2は、収容者が施設を出ることになった理由を記したものである。このうち「施設を出た」という項目は、どのように解釈すればよいか判断に困るが、とりあえず家内サーバントなど、就業の可能性が



各価格は1728年を100としている。収容コストの単位はギルダー。

表2 施設を出た理由

男	子	人 数	女	子	人 数
東 イ ン ド	ヘ	97名	「施 設 を 出 た」		157名
養 育 院		85	養 育 院		95
「施 設 を 出 た」		75	死 亡		33
死 亡		30	脱 走		28
脱 走		30*	親 元		25
親 元		15	追 病		7
追 放		7	職 レ		2
就 職		5	イ デ ン		1
水 兵		4	裁 縫		1
他 の 救 貧 施 設		4	不 明		2
西 イ ン ド	ヘ	1			
「海		1			
不 明		1			
計		355	計		351

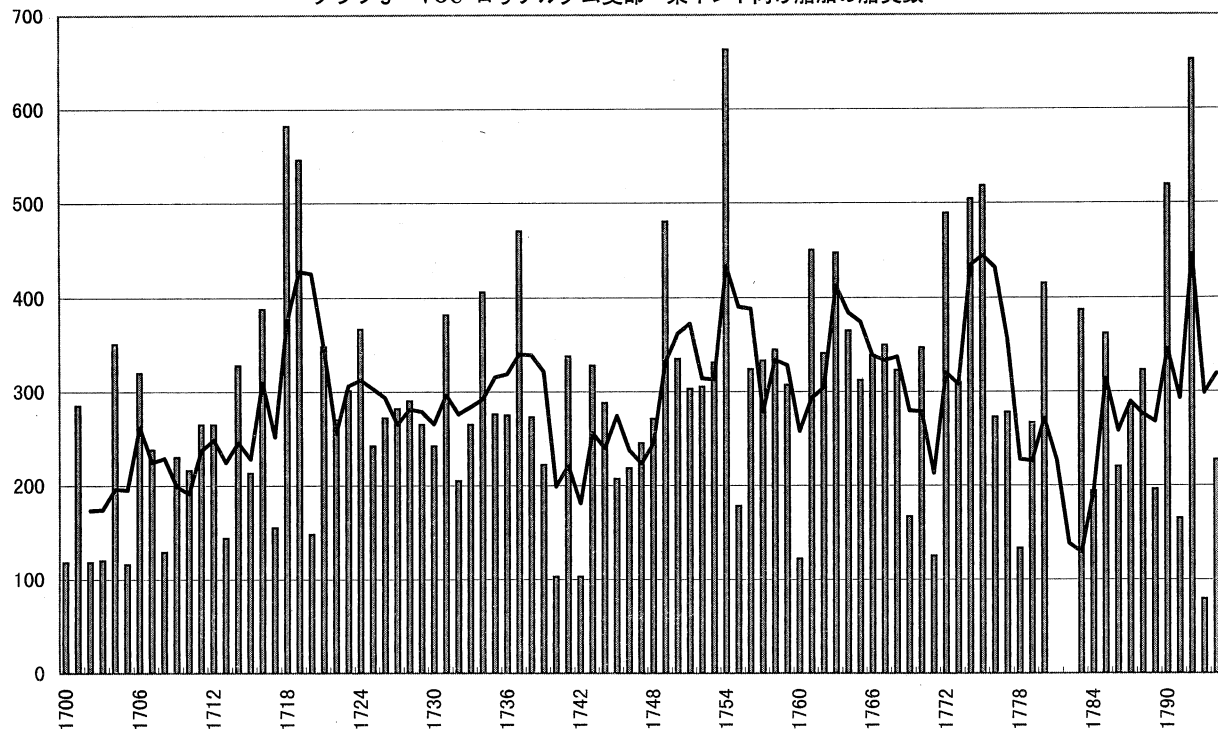
* 内、1名は東インド1名は水兵になった。

資料：注12参照

あるものとして取り扱っておこう。

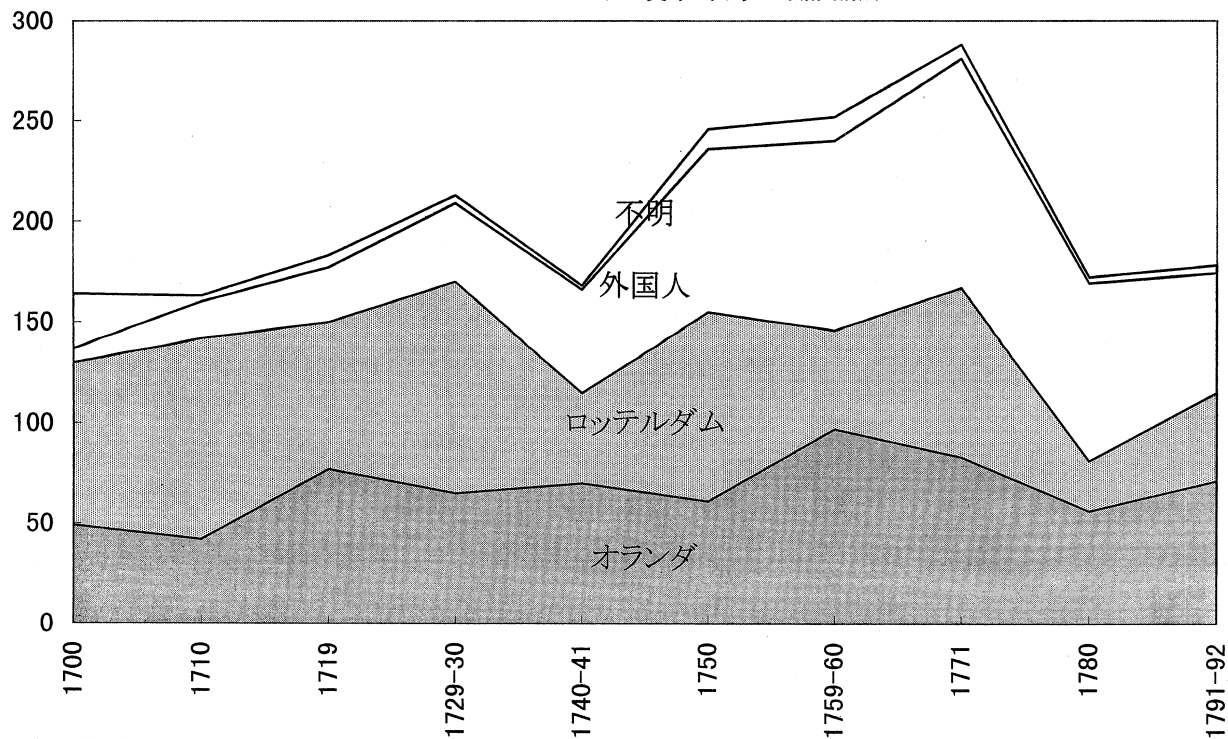
男性の場合、もっとも多い就業先は東インド会社であった。これだけで就職先の半数以上を占めている。その他にも海軍や西インドなど船員としての就職が目立っている。女性の場合は、施設を出た後の身の振り方を示唆する情報がほとんどない。ただ、男性の場合、「施設を出た」者をあわせて就職した可能性のある者の平均年齢が一八歳であるのに対して、女性の場合は、「施設を出た」者と裁縫工を合わせると、平均年齢は二四歳となる。女性の就職は難しかったか、あるいは定職に就けなかったのである。一方、アムステルダムの場合、男性の就職先に占める「東インド」の割合は三割弱に過ぎず、ディアコニーホイスとは対照的である。女性の場合は、家内サーヴィスに携わることが多かったが、両施設の比較は、「施設を出た」という項目の解釈次第となってしまう。ここでは分析対象を男性の就職先に

グラフ5 VOC ロッテルダム支部・東インド向け船舶の船員数



資料：J. R. Bruijn, F. S. Gaastra and I. Schöffer(ed.), *Dutch-Asiatic Shipping in the 17th and 18th Centuries*, 3vols, The Hague, 1979-1987. 折れ線グラフは三区間の移動平均。「船員」に兵士、職人、高級船員は含まれない。

グラフ6 VOC ロッテルダム支部の出身地別船員構成



資料：P. Grimm(ed.), *Heeren in Zaken, De kamer Rotterdam van de Verenigde Oostindische Compagnie*, Zutphen, 1994, p. 31.

限定して議論をすすめよう。

両施設出身者の職業を比較した結果、男性にみられる大きな違いは東インド会社の割合にある。これはなにを意味しているのか。都市社会における、この職業の位置付けについては、オランダ東インド会社（以下、VOC）に関する研究成果を援用することができる。この分野では、J・R・ブルイン、F・S・ハーストラ、I・シェーファーなどの手によってVOCの商船に乗り込んだ船員の人数、出身地、死亡率、帰還率等の分析が既に行われており、一七、一八世紀を通じて会社の末端を担った人々に関する様々な事実が明らかになっている。⁽⁹⁾ここから浮かび上がるVOC船員の姿は、職を求めて都市へやって来た人々や都市の貧民のそれに重なるものである。すなわち、VOCの提供する船員職とは、当時ロッテルダムでもっとも人気のない、低賃金で過酷な職業であった。

一八世紀に入ると船舶の大型化や死亡率の上昇に伴って船員の需要が高まった。これまで船員の大半を供給していた都市では、失業者の多くが東インドに向かうこととなったが、人口は停滞もしくは微減する傾向にあり、需要の増加分はもっぱら外国人によって補われた。ロッテルダムでも船員需要は少なくとも一七六〇年代まで拡大を続け、都市は外国人に押されながらも一八世紀半ばまで一定レベルの労働力を供給している（グラフ5・6）。世紀後半に入ると船員不足の問題はさらに深刻化した。船員に占めるロッテルダム住民の割合は低下しつつ、世紀末には三割から四割にまで落ち込んだ。これは奇妙な現象である。ロッテルダムでは世紀半ば以降、都市産業の衰退が顕著となり、大量の労働者を雇用していた毛織物業や醸造業などもその役割を終えようとしていた。それにもかかわらず、VOC船員のリクルート活動は、かえって困難な状況に陥ったのである。

労働者が船員の職を嫌忌した理由としては、賃金と帰還率の低さが挙げられるだろう。報酬から必要経費を差し

引くと彼らの収入は年間せいぜい一〇〇ギルダーであつた。ヌステリングは一八世紀末のアムステルダムで一家を支えるには最低でも年間二七〇ギルダーは必要としてゐる。⁽²⁰⁾とても家族を養うどころではなかつただろう。實際、ディアコニーホイスに子供を預けた父親の多くはこうした船員であつた。さらにこの職業は、彼らの生命を直接脅かすものであつた。契約期間は末端の船員で五年間、更に下位の未成年船員では一〇年である。航海中、あるいはアジア到着後の病氣や死亡率の高さあいまって、彼らの多くは再びオランダの地を踏むことなくその生を終えた。一八世紀を通じて東アジアに出たロッテルダム住民のうち、オランダに戻つた人々は半数にも満たなかつたのである。

とはいえ、東インドは少なくとも都市の貧しい非熟練労働者にとって、数少ない選択肢の一つであつた。彼らには、オランダ労働市場の性質上、低い労働力コストを武器に市内の安定した職業を獲得することができなかった。都市の職業にはよそ者が就けるものもあつたが、だれでもよい、というわけではなかつた。ある職業には、ある地方の出身者、という具合に伝統的な住み分けが確立しており、そうした「きまり」は一八世紀に入つても一向に崩れる氣配を見せなかつた。⁽²¹⁾それでは、なぜ一八世紀半ば以降にVOC船員に占める都市住民の割合が低下したのだろうか。一般的にオランダの實質賃金は、このころから低下に転じたとされているが、それ以外に特別この問題について、はっきりとした解答が用意されているわけではない。しかし少なくとも、このころ職業としてのVOC船員の位置付けに変化があつたらしいことはアムステルダム養育院の対応から推し量ることができる。マクカントの推定によると、一八世紀後半に東インド会社を就職先とする割合が下がっている。施設は、男性収容者の社会的地位を維持するため、就職先を海外から都市内へとシフトさせたのである。これに対し、ディアコニーホイスは一八

世紀後半に東インドの割合を上昇させている。就職した可能性のある男性収容者のうち船員になった者の占める割合は一七六〇年代の五三%から七〇年代の五八%、八〇年代（一七八八年まで）の六二%へと拡大した。とりわけ八〇年代は、第四次英蘭戦争（一七八〇—一八四年）が起っているにもかかわらず、以前の数字を上回っている。東インドは、いよいよ最下層の行く先となったのである。

東インド会社に関する以上の議論から、両施設にみられた脱走者数の違いの背景が浮かびあがってこよう。ディアコニーホイスの場合、施設に留まることによって得られるメリットは、非常に限られたものであった。施設が提供する職業は、最下層労働者以外には見向きもされないVOCの船員ぐらいしかなかったものであり、その程度なら脱走後でも十分就職できたのである。事実、脱走後に東インドに向かった例が記録に残っている。その点、アムステルダム養育院なら、都市内のはるかにましな就職口を期待することができた。停滞下のオランダ都市では、生活保障制度のあるギルド組織に入る者の数が増加していった。ギルドでは、そのコストに手を焼いて、入会金や年費を高くしていったが、それでも入会希望者は一向に減らなかつた。人々は生活の安定を第一に考え、万が一に備えたのである。アムステルダム養育院の動きはこうした時代の趨勢に沿うものであった。

一方、人々が生活の糧を困い込んでゆくにつれて、貧民収容施設の出身者に残された道はますます狭く、悲惨なものになっていった。東インド会社と契約をかわした時から、彼らの将来は限りなく死に近づいていく。一八世紀にロッテルダムから東インドに向かったVOC船舶のうち、合計一〇隻の乗員について調べた研究によると、施設出身者二六名中、帰国した人数はわずか二名であった。²²

四 小 結

一八世紀末にオランダ都市の貧困はさらに際立ったものとなった。一七九五年にロッテルダムでなんらかの救貧を受けていた人々は、八つの宗派全体でおよそ一万人に達していた。当時の人口を五万五千人とすると、五人から六人に一人の住民が救貧を受けていたことになる。⁽²³⁾ アムステルダムでは、さらに三人に一人の割合であった。こうした共和国末期の混乱のなか、ディアコニーホイスとアムステルダム養育院は、対照的な動きをみせている。まず両者には収容者数の変化に大きな違いがみられる。前者が一七七七年の五三七名から一七九二年の七七二名へと一気に二〇〇名以上も増加したのにくらべ、後者は、第四四半世紀に増加傾向はみられず、四〇〇名から四五〇名の間を推移するだけであった。また収容者の待遇にも大きな格差がみられた。一人当たりコストについては上述したとおり、ディアコニーホイスのそれは、アムステルダム養育院の三分の二にも達していなかった。また、後者の救貧レベルは、一八世紀末にも大きな低下を見せなかった。

アムステルダム養育院が経済停滞と寄付金の減少の中で、救貧活動の質を維持できた秘密は、資産収入の多さにあった。不動産の賃貸や有価証券からの収入は一七世紀で全収入の六割以上、一八世紀には七割をこえていた。このため、施設の経営は経済動向の影響を受けることが少なかったのである。⁽²⁴⁾ 一方、ロッテルダムでは、こうした収入に乏しかった。一七六〇年代に改革派教会が得た救貧向け資産収入は、年間一万三〇〇〇から一万五〇〇〇ギルダーである。これは全収入の一割にもみたない額であり、ディアコニーホイスの総支出額と比較してもせいぜいその三分の一程度であった。アムステルダムの場合、宗教改革によって得られたカソリック教会の資産が救貧資金の

基盤となっているが、ロッテルダムの場合は、教会の資産が少なかったか、あるいは貧民の救貧活動にまわらなかったものである。

市民層を対象とする施設と貧民を収容する施設とは、その目的や救貧の質に大きな違いがあり、ともに「救貧施設」であるとはいえず、その社会的機能はまったくの別物であったというべきであろう。養育院が原則的に市民層出身の子供を収容し、親と同等の社会的地位を確保させる機能を担っていたのに比べ、後者の設立目的は、あくまで貧民層の増大という社会問題への対処にあった。今回取り上げたディアコニーホイスでは、老人と子供を別にすることすら考えていない。都市経済の衰退が深刻化する中でこうした社会的機能の違いは、収容者の就業にはつきりと表れた。一八世紀半ば以降、子供たちの属する社会階層の違いは、彼らの職業、収入、そしてその後の人生において、これまで以上の格差を意味することになったのである。

注

- (1) C. R. Boxer, *The Dutch Seaborne Empire 1600-1800*, New York, 1965, pp. 62-63 (reprinted: 1988).
- (2) H. Nusteling, *Welvaart en Werkgelegenheid in Amsterdam 1540-1860*, Amsterdam, 1985, pp. 158-176.
- (3) A. McCant, *The Role of the Charitable Institution in the Early Modern Dutch Economy: the Case of the Amsterdam Burgerweeshuis*, Doctoral thesis, 1991.
- (4) *Ibid.*, p. 201.
- (5) ロッテルダムの救貧について C. W. van Voorst van Beest, *De strijd rondom de toestandkoming van het Burgerlijk Armbestuur te Rotterdam*, Rotterdam, 1960, pp. 8-11 (以下「strijd」を省略); *id.*, *De Katholieke armenzorg te Rotterdam in de 17e en 18e eeuw*, Leiden, 1955.

- (6) このほか、他宗派の信徒を預かることもあったが、ネダヤ人は例外であった。C. B. van der Leeden, *De Ontwikkeling van het Diakoniehuis tot Gemeentelijk Tehuis voor Ouden von Dagen te Rotterdam*, Rotterdam, 1956, p. 20.
- (7) 以下、ディアコニーホイス設立の経緯については *ibid.*, pp. 1-46.
- (8) C. W. van Voorst van Beest, "strijd", pp. 12-14. ただし、アムステルダムのように「救貧免責状」の提示を義務づける都市も少なかった。H. Nusteling, *op. cit.*, p. 168.
- (9) C. W. van Voorst van Beest, "strijd", p. 43.
- (10) *Ibid.*, p. 9.
- (11) Gemeente Archief Rotterdam (GAR), Archief van der Heim, No. 165.
- (12) GAR, Inventaris van Stedelijk Armhuis/Oostervant, No. 361-364. 老人収容者については、老人収容者帳簿（Ouweluidenboek）に記載された情報から収容日、氏名、支給品の記録に限られているが、本稿の考察対象から外した。
- (13) GAR, Inventaris van Linnatenhuis/Emmahuis, No. 1-12.
- (14) GAR, Archief van der Heim, No. 165.
- (15) A. McCant, *op. cit.*, p. 48.
- (16) *Ibid.*, p. 201.
- (17) GAR, Archief van der Heim, No. 169. グラフ4では、ディアコニーホイスの収入（市の助成を含まない）が支出から差し引かれたうえで一人当たりコストが算出されているので、この数値とは異なる。
- (18) A. McCant, *op. cit.*, p. 48.
- (19) J. R. Bruijn, F. S. Gastra and I. Schöffer, *Dutch-Asiatic Shipping in the 17th and 18th Centuries*, 3 vols, The Hague, 1979-1987; J. R. Bruijn, "De personeelsbehoefte van de VOC overzee en aan boord, bezien in Aziatisch en Nederlands perspectief", in: *Bijdragen en Mededelingen betreffende de geschiedenis van Nederland* 91 (1976), pp. 218-248.
- (20) P. Grimm (ed.), *Heeren in Zaken. De Kamer Rotterdam van de Verenigde Oostindische Compagnie*,

- Zutphen, 1994, p. 24; H. Nusteling, *op. cit.*, p. 172.
- (21) Cf. S. Hart, *Geschrift en Getal. Een keuze uit de demografisch-, economisch- en sociaal-historische studien op grond van Amsterdam en Zaanse archivalia 1600–1800*, Dordrecht, 1976.
- (22) P. Grimm, *op. cit.*, p. 32. 「施設出身者」の数字は、ティームニーホイス以外の施設を含んでいる。
- (23) C. W. van Voorst van Beest, “*strijd*”, p. 3.
- (24) A. McCant, *op. cit.*, p. 185.

(文学部助手)